

## はじめに

厚生労働省が所管する毎月勤労統計調査は、統計法に基づく基幹統計です。

本調査はその前身を含めると大正12年から始まり、90年の歴史のある、わが国唯一の賃金動態統計です。

調査の目的は、労働者の賃金、労働時間、雇用について毎月の変動を明らかにすることにあり、調査結果は、内閣府の「月例経済報告」や「景気動向指数」等の景気動向の判断資料、雇用保険法の失業給付額の算定の基礎資料およびわが国の経済政策や労働政策の基礎資料となるほか、民間企業においては、労働条件に関する問題解決のための客観的資料として利用されるなど、各方面で幅広く活用されています。

本県では、毎月勤労統計調査地方調査について、常用労働者30人以上の事業所の結果を中心、「毎月勤労統計調査地方調査月報」として毎月公表しておりますが、本書は、平成25年1月分から12月分までの1年間の結果を、時系列に比較できるように取りまとめたものです。

本県経済の1つの指標として、あるいは、各種政策の立案や企業経営の検討資料として御活用いただければ幸いです。

なお、この調査の実施にあたり御協力をいただきました調査対象事業所および調査関係者の皆さんに対し厚くお礼申し上げますとともに、今後とも一層の御協力を賜りますようお願いいたします。

平成27年(2015年)1月

滋賀県総合政策部統計課長 森本 真智子